

重要

同志社大学大学院司法研究科貸与奨学金 返還のてびき

この『返還のてびき』は

奨学金の返還が完了するまで大切に保管してください

この『返還のてびき』は、返還方法、返還猶予や住所変更などの手続きを、詳しく説明したものです。

同志社大学大学院司法研究科貸与奨学金は、奨学生からの返還金を主な財源として運営されています。したがって、皆さんからの返還が円滑に行われないと、在学生への貸与に支障をきたすこととなります。

規程にしたがい滞りなく、所定期間内に返還してください。必要な手続きを決められた期間内に行わない場合には、不利益が生じる場合があります。

(学部生の時などに「同志社大学貸与奨学金」を利用した人は、『同志社大学貸与奨学金 返還のてびき』をあわせてお読みください)

ご注意ください！！

★★ 日本学生支援機構の奨学金(国の奨学金)と混同しないようお願いします ★★

このてびきを受け取ったあなたは、「同志社大学大学院司法研究科貸与奨学金」を利用した奨学生です。

日本学生支援機構の奨学金（第一種、第二種など）とは別の制度です。

両方の奨学金を併用した方は、今後、返還は（住所変更届出なども）それぞれ別々にしていく

必要があります。「同志社大学大学院司法研究科貸与奨学金」も忘れずに返還してください。

同志社大学 財務部資金課

〒602-8580 京都市上京区今出川通烏丸東入
(今出川キャンパス)

電話 (075) 251-3150 FAX (075) 251-3090
電子メール : ji-sikin@mail.doshisha.ac.jp

お 願 い

- 住所変更、勤務先の変更、改姓名等が生じたときは、奨学金返還が完了するまでの間、そのつどすみやかに、資金課へ届け出てください。
届け出がない場合、連帯保証人宛に奨学金返還に関する連絡や書類がいき、迷惑をかけることとなります。(届け出の方法については、「8. 諸手続き・届け出について」をお読みください)
- 学部生の時などに「同志社大学貸与奨学金」を利用した人は、各種届け出の際、それぞれの貸与番号を書き添えるなどしてください。奨学金の返還についても、「同志社大学貸与奨学金」と「司法研究科貸与奨学金」は、それぞれ別に行っていただきます。
(くわしくは、『同志社大学貸与奨学金 返還のてびき』をあわせてお読みください)

1. 奨学金の返還について

- 所定の方法で算出した返還年数で、原則として月賦返還していただきます。
- **「返還年数」は、貸与を受けた回数を3倍したものとします。**
ただし最大を15年とします。
例) 貸与を受けた回数が3回の場合・・・3回×3＝9→ 9年間で返還
貸与を受けた回数が6回の場合・・・6回×3＝18→ (最大15年なので) 15年間で返還
- 当初の毎月の返還額は、貸与総額を返還回数(返還年数×12)で割った額の1,000円未満の端数を切り捨てた金額とします。端数の合計はすべて最終返還月に合算します【当初均等月賦返還】。
- 返還方法は、毎月あらかじめ指定された銀行口座からの口座振替(自動引落)で行います。
- 全額または一部を繰り上げて返還することもできます。くわしくは「3. 繰り上げ返還・少額返還について」をお読みください。
- 返還開始は、修了、または退学・除籍後に最初に迎える6月からとなります。最終返還月は(通常)5月となります。
- **返還開始までの準備として、「返還誓約書」を提出してください。**
返還説明会の際に、必要事項をご記入・ご捺印のうえ、資金課担当者に提出してください。

2. 返還方法と「返還のお知らせ」送付について

- 奨学金の返還は口座振替(自動引落)による指定口座からの振替になります。
- 最終学年に行う返還説明会時に提出する「預金口座振替依頼書」により手続きを行います。振替口座を変更したい場合は再度「預金口座振替依頼書」の提出が必要となります。その場合、「預金口座振替依頼書」は必ず資金課に提出してください。
- 取扱金融機関は、一部を除く全ての金融機関が対象です。**必ず今後も振替金額以上の残高が確保される銀行口座(給与受取口座等)を指定してください。**
- 今後の本人の経済事情等でやむをえない事由が生じた場合には、第一または第二連帯保証人名義の口座を指定できる場合がありますので、事前に必ず資金課に相談してください。
- 毎月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に指定口座より口座振替(自動引落)します。
- 万が一、特定の月の返還額が振替できなかった場合には、**次回振替時に振替できなかった分の金額が上乘せされて引き落とされますので十分ご注意ください。**
- 一旦口座振替(自動引落)された場合は、理由の如何を問わず返金することはできませんのでご了承

承ください。

- 口座振替（自動引落）に際し、「返還のお知らせ」（貸与総額、返還済額、差引残額、今年度返還請求額、引落金額等を記載します）を毎年6月に送付します。
- 口座振替（自動引落）には、返還額実費のほか、口座振替手数料（消費税を含む）がかかります。なお、万が一、振替日に残高不足等により口座振替（自動引落）できなかった場合は、次回振替時に振替できなかった返還額実費およびその分の口座振替手数料が上乗せされますので十分ご注意ください。
- 万が一、「返還のお知らせ」がお手元に届かない場合は、資金課までご連絡ください。
- 口座振替（自動引落）後、振替がなされた旨の通知または領収書は発行していません。ご自身で通帳に記帳してください。

<初年度の返還について>

★ 初回の「返還のお知らせ」の送付先は、返還誓約書にて届け出てください。

本人住所が未定であるか転居が頻繁な場合は、確実にあなたの手元に「返還のお知らせ」が届くように、送付先を第一連帯保証人（父母）住所にする等してください。また、送付先変更は随時受け付けます。「8. 諸手続き・届け出について」をお読みのうえ、届け出てください。

返還誓約書提出以降に、送付先変更を希望される方

…2019年5月末日までの資金課受付分は初回送付から反映します。

連帯保証人の住所が変更（予定）の方…保証人住所の変更についても資金課へお知らせください。

3. 繰り上げ返還・少額返還について

- 全額または一部を繰り上げ返還することができます。希望する場合は、該当年度が開始する前の5月末日までに、この冊子巻末の「返還年賦額を超える返還・一括返還振替申込書」を資金課に提出してください。
なお、繰り上げ返還にあたっては、当年度内に返還する年賦額を増額するものとし、特定の月だけを指定して返還額を増額することはできません。繰り上げにより年賦額を増額されますと、自動的にその年賦額を12か月で按分された額が毎月引き落とされます。
- 返還年数が長いほど、最終返還月の返還額が大きくなりますので、金額が極端に大きくなる場合には、前年までに繰り上げ返還するなど、計画的に返還されることをお勧めします。
- やむをえない事由により、月賦額全額を返還できない場合は、月賦額未満の返還が認められる場合があります。該当年度が開始する前の5月末日までに、この冊子巻末の「返還年賦額未満の返還振替申込書」を資金課に提出してください。
なお、この場合は年賦額での返還額の減額を行い、その年賦額を12か月で按分された額が毎月引き落とされることとなります（特定の月だけを指定して返還額を減額することはできません）。
- 繰り上げ返還・少額返還の手続きは、いずれも1年度ごとに必要です。
- 事由によっては、本申請が認められない場合があります。認められない場合のみ、本学から連絡いたします（結果を確認したい場合は電話で問い合わせてください）。
* 「返還年賦額を超える返還・一括返還振替申込書」および「返還年賦額未満の返還振替申込書」は同志社大学のHPからもダウンロードが可能です。
(URL: <http://www.doshisha.ac.jp/scholarships/guide/henkan.html>)

4. 返還完了通知について

- 奨学金を全額返還完了（完済）されましたら、「借用証書」を郵送にてお返しします。返還完了通知の発送時期は毎年7月の予定です。

5. 返還猶予について

- 返還猶予とは、願い出により本学が猶予を認めた方や本学在学学生について、当該年度を経過年数に算入せず、最終返還期日を1年間延長する制度です。返還が困難な事由が生じた場合には、返還猶予の願い出をするか、資金課に相談してください。

本学在学中（大学院・学部の正規学生）の返還猶予

- 修了、または退学後に期間をあげずに、進学・編入等で引き続き本学「正規学生」となる場合は、その在学中（休学期間も含め）は自動的に返還が猶予されます。手続きは不要です。

本学在学学生以外の返還猶予（願い出の手続きが必要）

- 返還猶予期間は、年度単位で取り扱います。（6月～翌5月）
- 司法試験受験準備中の場合は、「返還猶予願い出の手続き」により、返還が猶予されることがあります。ただし、受験準備中を事由とする願い出は司法研究科修了後5年間にかぎります。また、当年度の受験・非受験、試験結果の発表前後、結果の合否にかかわらず、猶予願い出ができます。
- 他大学（大学院・学部）に在学している場合は（休学期間も含め）、「返還猶予願い出の手続き」をすることで、返還が猶予されます。
- 災害、傷害、疾病、その他やむを得ない事由で返還が困難になったときは、「返還猶予願い出の手続き」により、返還が猶予されることがあります。

返還猶予（願い出）手続きの方法

- 必要書類（猶予願および証明書等。次頁参照）を、資金課へ郵送または直接提出してください。（猶予願のFAX、電子メールによる提出は不可とします）
- 返還猶予の手続きの期限は、猶予の開始を希望する月の前月末日までです。猶予の手続きをされた場合、猶予開始の月から、以後はじめて迎える5月末日まで自動的に猶予になります。特定の月または年度内の特定の期間を指定して猶予はできません。
- 翌1年間分猶予されたい場合には、必ず年度が切り替わる前の5月末日までに猶予の手続きをおこなってください。6月1日以降に手続きを行いますと、自動的に6月分の口座振替（自動引落）が実行されます。口座振替（自動引落）実行後は返金できませんのでご注意ください。
- 各年度の最終提出期限は3月末日（資金課必着）とします。上記のとおり、原則猶予手続の翌月から猶予が開始になりますが、年度最終振替（引落）月の5月分の猶予を受けようとする場合は3月末日が提出期限となりますので注意してください。
- 手続きは1年度ごとに必要です。継続して返還猶予を受けようとするときも、毎年同様に手続きをしてください（例・他大学在学の人是在学期間中、毎年度、猶予の手続きをしてください）。
- 事由によっては猶予が認められない場合があります。この場合は、本学から結果を連絡します。
- 猶予が認められた場合、個別に結果連絡はいたしません（結果を確認したい場合は電話で問い合わせてください）。猶予が認められない場合のみ連絡いたします。
- 年度途中で猶予が認められた場合でも、返還猶予期間は年度単位（6月～翌5月）で取り扱います。したがって、年度最終振替（引落）月の5月分のみ猶予を受けた場合でも、最終返還期日は1年間延長されることとなります。なお、年度途中で猶予が認められた場合でも振替済の返還金が返金されるわけではありませんのでご注意ください。

返還猶予（願い出）手続きの必要書類（1および2を提出してください）

1. 「奨学金返還猶予願」

- ・ この冊子巻末の書式（コピー可）、または任意の書式（便せんなど）で必要事項を書いたもの。
- ・ 猶予願には、捺印し（認印可・シャチハタ不可）、猶予希望年度（1年度ごと）を明記してくだ

さい。

* 「奨学金返還猶予願」は同志社大学のHPからもダウンロードが可能です。

* 必ず「同志社大学大学院司法研究科貸与奨学金」のものを使用してください。

(URL: <http://www.doshisha.ac.jp/scholarships/guide/henkan.html>)

2. 添付証明書（下表参照）

返還猶予願い出の事由および添付証明書等（コピー可）の例＜参考＞

願い出の事由	添付する証明書等の例	証明書等発行者
司法試験受験準備中 （5年間まで）	司法試験受験票のコピー、 各種対策講座の受講証コピー、等	実施団体 等 (適当な添付書類がない場合は資金課へ申し出てください)
司法修習中	修習資金貸与決定通知書コピー、 司法研修所の身分証明書コピー、 修習生辞令書コピー、等	司法研修所 等 (適当な添付書類がない場合は資金課へ申し出てください)
他大学または他大学院へ進学・在学 専修学校、各種学校、放送大学に在学	在学証明書	在学学校長
科目等履修生	在籍証明書	在籍学校長
災害り災	り災（被災）証明書	市区町村長 消防署長
傷病	診断書等	医師
生活保護を受けている	生活保護受給証明書	福祉事務所長
外国留学中または外国で研究中	その事実を明らかにする証明書 (日本語訳を添付してください)	その学校、機関の長
失業中	雇用保険受給資格者証、離職票等	公共職業安定所長 市区町村長
その他やむをえない事由があり返還が困難	その事実を明らかにする証明書等	その事実を証明できる第三者

6. 延滞時の取扱い

返還を延滞すると、本学職員が返還督促のため、また今後の返還方法の相談のために、連絡・訪問する場合があります。なお、本人住所で連絡が取れない場合は、各々の勤務先へ連絡・訪問することや、第一連帯保証人や第二連帯保証人にも同様に、連絡・訪問することがあります。

返還されない場合には、第一連帯保証人や第二連帯保証人にも請求することになります。また、返還残額の全額を一括して返還していただくよう求める場合があります。

■延滞者への法的措置

延滞が発生した場合、やむをえず民事訴訟法に基づく法的措置をとることがあります。

支払督促以降の手続きに要した費用は、返還者の負担となります。

7. 返還免除

奨学生が死亡したときは、連帯保証人が返還免除願（書式自由、死亡診断書（コピー可）または戸籍抄本（原本）を添付）を提出することにより、返還延滞分を除く返還未済額の全額について、返還を免除することができます。連帯保証人またはご家族より、資金課までご連絡ください。なお、延滞分がある場合には、その分について返還が必要になります。

お願い：返還免除願は、事由が発生したときから6か月以内に資金課へ提出してください。

8. 諸手続き・届け出について

住所変更、勤務先変更、改姓名は、そのつどすみやかに、資金課へ届け出てください。

届け出がない場合、連帯保証人宛に奨学金返還に関する連絡や書類がいき、迷惑をかけることとなります。

* 連帯保証人の住所変更、勤務先変更も、忘れず、同様に届け出てください。

* 勤務先未定であった人が、その後勤務先が決まった時にも、同様に届け出てください。

「貸与番号」は、「返還のお知らせ」に記載している5桁の番号です。

本人の住所・勤務先の変更、改姓名、および連帯保証人の住所・勤務先の変更

次のア、イの、いずれかの方法で届け出てください。

ア. 「変更届」を資金課へ提出（窓口、郵送、FAX）

「変更届」はこの冊子巻末の書式（コピー可）、または、任意の書式（便せんなど）で必要事項を記入したもので結構です。

* 「変更届」は同志社大学のHPからもダウンロードが可能です。

（URL: <http://www.doshisha.ac.jp/scholarships/guide/henkan.html>）

イ. 変更内容を、電話または電子メールで、資金課へ連絡

連帯保証人を変更する場合

連帯保証人が死亡、自己破産等で変更の必要が生じた場合は、本学 学生生活課（電話 075-251-3280）までご連絡ください。

9. 諸手続き・問い合わせ先

▼住所・勤務先変更、改姓名等の届け出、返還猶予等の手続き

▼各種書式、用紙の送付請求

▼その他返還に関するお問い合わせ、照会、ご相談は、「資金課」までお願いします。

（ご連絡の際は、なるべく貸与番号〔「返還のお知らせ」に記載の5桁の番号〕もお伝えください）

同志社大学 財務部資金課 （今出川キャンパス）

〒602-8580 京都市上京区今出川通烏丸東入

窓口事務取扱時間：平日 9：00～11：30、12：30～17：00

電話 (075) 251-3150 FAX (075) 251-3090 電子メール: ji-sikin@mail.doshisha.ac.jp
（FAX、電子メールでの問い合わせにも対応します）

本学休業日（5月初旬、夏期、年末年始、等）がありますので、ご了承ください。

このたびきは、2018年12月現在の内容で作成しています。今後、重要な事項に変更があれば、「返還のお知らせ」などでお知らせします。

口座振替（自動引落）について（L S）

1. 取扱金融機関

全国の都市銀行・信託銀行（一部を除く）・地方銀行・第二地方銀行・信用金庫・信用組合（一部を除く）・農協・労働金庫・ゆうちょ銀行・漁協（一部を除く）・ネット銀行（一部を除く）・その他

2. 口座振替（自動引落）取扱会社

S M B Cファイナンスサービス株式会社（三井住友銀行グループ）

※同志社大学貸与奨学金の返還に関して口座振替業務を委託しておりますが、直接同社から連絡することはありません。

3. 口座振替（自動引落）日

原則、毎月27日です。

※万が一、振替ができなかった場合には翌月に前月までの分もあわせて振替を行います。

※振替日が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。

※毎年6月に、本学より、当年度内の毎月の振替金額を「返還のお知らせ」にて通知します。

4. 口座振替（自動引落）手数料

1回の振替につき、口座振替手数料100円（＋消費税）がかかります。（2018年12月現在）

なお、口座振替手数料は変更になる場合があります。あらかじめご了承ください。

※万が一、当日振替ができなかった場合は、次回振替時に前回までの振替手数料をあわせてお支払いいただくこととなります。

5. 通帳への印字

通帳には以下のように表示されます。

- ・ゆうちょ銀行：「ドウシシヤ自払」
- ・ゆうちょ銀行以外の金融機関：「S M B C（ドウシシヤ）」

(目的)

第1条 同志社大学は、学資の支弁に支障のある大学院司法研究科の学生に対して、願い出により奨学金を貸与する。

(貸与額)

第2条 貸与額は、年間1人につき登録単位数に応じた単位授業料相当額を限度とする。ただし第8条の緊急貸与を受けた場合は、登録単位数に応じた単位授業料相当額との差額以内とする。

2 この奨学金は、無利子とする。

(選考)

第3条 貸与奨学生は、研究科長会の選考を経て、学長が決定する。

(借用証書)

第4条 貸与奨学生として決定された者は、本人の自署と連帯保証人2名の連署、それぞれの実印が押してある所定の借用証書及び印鑑登録証明書を提出しなければならない。

2 連帯保証人2名のうち1名は父母とし、他の1名は弁済資力のある者とする。

(学費充当)

第5条 この貸与奨学金は、学費に充当する。

(異動)

第6条 貸与奨学生は、修了又は退学・除籍後、速やかに住所、勤務先及びその所在を財務部資金課に届け出なければならない。

2 貸与奨学生は、本人及び連帯保証人の氏名、住所、勤務先その他の重要な事項に変更があったときは、財務部資金課へ直ちに届け出なければならない。

(返還)

第7条 奨学金は、修了時又は退学・除籍時から15年以内に月賦返還しなければならない。返還年数は、貸与回数を3倍したものとすが、15年を超えることはできない。

2 毎月の返還額は、借入金額を返還回数で除して得た額とする。ただし、1,000円未満の端数がある場合は、最終返還月において加減する。

3 前項の規定にかかわらず適宜繰上げて返還することができる。

4 貸与奨学生が死亡したときは、連帯保証人の願い出によりその奨学金の全額、又は返還未済額の全額を返還免除することができる。ただし、返還未済額には延滞分の金額は含まない。なお、返還免除願は事由の発生した時から6か月以内に死亡診断書又は戸籍抄本を添付して提出しなければならない。

(緊急貸与金)

第8条 家計の急変、不時の災害その他著しく学資支弁に支障をきたした者が、緊急援助を願い出ることにより貸与の機会を与える。

2 緊急貸与金の額は、年間1人につき登録単位数に応じた単位授業料相当額以内とする。ただし、第2条の貸与を受けた者は、登録単位数に応じた単位授業料相当額との差額以内とする。

3 緊急貸与の出願者は、被災証明書、その他出願理由書を提出しなければならない。

(事務)

第9条 この規程に関する事務は、学生支援センター学生生活課の所管とする。ただし、奨学金の返還に関する事務は、財務部資金課の所管とする。

(細則)

第10条 この規程の実施については、別に定めるところによる。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、研究科長会及び部長会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

(募集)

第1条 貸与奨学生の募集は、原則として毎年、春学期と秋学期に行う。ただし、第1年次生及び転入学生初年度の奨学生については、入学前と秋学期に募集を行う。

(出願資格)

第2条 この奨学金は、在学期間が法学未修者は3年以内、法学既修者は2年以内の者を対象とする。ただし、休学期間は在学期間に算入しない。

2 転入学生は、法学未修者2年次への転入の場合は転入学後2年以内、法学未修者3年次及び法学既修者2年次への転入の場合は転入学後1年以内の者を対象とする。

3 休学期間中は、出願することができない。

4 同志社大学学生の懲戒に関する規程により懲戒の処分(以下「懲戒処分」という。)を受けた場合には、出願資格を認めないことがある。

(出願)

第3条 貸与奨学金に出願する者は、出願書類及びその他必要書類を提出しなければならない。

(貸与額)

第4条 貸与額は、春学期の登録単位数に応じた単位授業料相当額、又は登録単位数に応じた単位授業料の2分の1とする。秋学期も同じとする。ただし、年間貸与額は、年間登録単位数に応じた単位授業料相当額を限度とする。

(決定通知)

第5条 貸与奨学生の決定は、連帯保証人に通知する。

(採用取消)

第6条 貸与奨学生が決定通知後、決められた期日までに所定の手続をしないとき、又はその学期内に奨学金を受領しないときは、その採用を取り消す。

2 貸与奨学生が懲戒処分を受けた場合には、採用を取消し、奨学金を一括返還させることがある。

(返還猶予)

第7条 貸与奨学生が本学に在学中は、返還を猶予する。ただし、他大学に進学した場合は、願い出による。

2 災害、障害、疾病、その他やむを得ない事由で返還が困難となったときは、願い出により返還を猶予することがある。

3 司法試験受験準備中の者は、願い出により司法研究科修了後5年間は、返還を猶予することがある。

(借用証書)

第8条 借用証書は、財務部資金課が保管する。

(併給)

第9条 この奨学金と同志社大学大学院司法研究科奨学金との併給は、登録単位数に応じた単位授業料相当額を限度とする。

(その他)

第10条 同志社大学大学院司法研究科学生は、同志社大学大学院奨学金、同志社大学大学院特別奨学金及び同志社大学貸与奨学金を受けることはできない。

附 則

この細則は、2017年4月1日から施行する。

- ※ この書式のコピー、または任意の書式（便せんなど）で必要事項を書いて、氏名欄は自署、捺印（認印可）してください。
- ※ 提出は、窓口または郵送にて「資金課」に出してください（FAX、電子メールによる提出不可）。
- ※ 提出期限は翌3月末日（資金課必着）とします。
- ※ （口座振替（自動引落）制度を利用の方のみ）猶予の手続きが完了しますと、その翌月の返還分から猶予されます。但し、年度最終振替（引落）月の5月分の猶予を受けようとする場合は3月末日が提出期限となります。
- ※ （口座振替（自動引落）制度を利用の方のみ）年度途中で猶予が認められた場合でも、返還猶予期間は1年単位（6月～翌5月）で取り扱います。したがって、年度最終振替（引落）月の5月分のみ猶予を受けた場合でも、最終返還期日は1年間延長されることになります。

同志社大学大学院司法研究科貸与奨学金 返還猶予願（LS奨学金用）

（記入日） _____ 年 _____ 月 _____ 日

同志社大学長 様

貸与番号（5桁） _____ （旧学生ID） _____

※返還請求通知または「返還のお知らせ」に記載の5桁の番号 ※不明であれば空白で結構です
不明であれば空白で結構です

フリガナ _____ 印 _____ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
氏名 _____

現住所・電話番号	〒 _____ 電話（ ） -
携帯電話番号	電話（ ） -
電子メール	@
その他連絡のつく住所・電話	〒 _____ 電話（ ） -

下記のとおり、貸与奨学金の返還を猶予していただきたいので、お願いします。

返還猶予年度（ 20 _____ 年度） _____ 20 _____ 年 6月 1日 ~ 20 _____ 年 5月 31日まで

猶予願い出の事由（なるべく具体的に記入してください）

（注 意） 願い出の事由を明らかにする証明書等を添付してください。（例：他大学在籍の場合は「在学証明書」を添付）

連絡先は、本学から速やかに連絡のつくところを記入してください。

事由によっては、猶予されない場合があります。猶予されない場合のみ、本学から連絡いたします（結果を確認したい場合は電話で問い合わせてください）。猶予が認められると、その年度中は「返還請求通知」または「返還のお知らせ」を発送しません。また、口座振替（自動引落）の場合は、その年度中は口座振替（自動引落）を行いません。

事務使用欄	受付日付	番号	住所	猶予年度	定期更新日付	結果連絡	
				年度	7・12・3	要()・不	

- ※ 次のア、イ、ウ、いずれかの方法で、ご連絡ください。
 ア. この書式のコピー、または任意の書式（便せんなど）で必要事項を記入し、窓口・郵送・FAXのいずれかにて提出
 イ. 電話または電子メールで、変更内容を連絡
 ウ. 返還金振込の際、郵便振替用紙の「通信欄」に、変更項目と内容を記載（郵便振替用紙を利用して返還している方のみ）

変 更 届（本人住所・勤務先／改姓名／保証人住所・勤務先）

（記入日） _____ 年 _____ 月 _____ 日

同志社大学長 様

貸与番号（5桁） _____ （旧学生ID） _____

※返還請求通知または「返還のお知らせ」に記載の5桁の番号 不明であれば空白で結構です
 ※不明であれば空白で結構です

フリガナ
 氏 名 _____ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

下記の通り変更しますので、届け出ます。

<奨学生本人情報の変更> _____ 年 _____ 月から

現住所・電話番号	〒 _____ ----- 電話（ _____ ） _____
携帯電話、電子メール、 その他緊急連絡先等	・ _____ の電話番号（ _____ ） _____
勤務先名称・所属	_____
勤務先所在地	〒 _____ ----- -----
勤務先電話番号	電話（ _____ ） _____ 内線 _____

フリガナ
 改姓名 新姓名 _____ （旧姓名） _____

<第一連帯保証人の住所・勤務先の変更> _____ 年 _____ 月から

第一連帯保証人氏名	_____
現住所・電話番号	〒 _____ ----- 電話（ _____ ） _____
勤務先名称・所属	_____
勤務先電話番号	電話（ _____ ） _____ 内線 _____

<第二連帯保証人の住所・勤務先の変更> _____ 年 _____ 月から

第二連帯保証人氏名	_____
現住所・電話番号	〒 _____ ----- 電話（ _____ ） _____
勤務先名称・所属	_____
勤務先電話番号	電話（ _____ ） _____ 内線 _____

- ※ この書式のコピー、または任意の書式（便せんなど）で必要事項を書いて、氏名欄は自署、捺印（認印可）してください。
- ※ 提出期限は【5月末日まで】となります。
- ※ 提出は窓口または郵送にて「資金課」に出してください。（FAX、電子メールによる提出不可）
- ※ 本申込書は、銀行口座からの口座振替（自動引落）の方のみが対象です。郵便振替用紙を利用しての返還の場合は提出不要です。
- ※ 万が一、本申請を取り消す場合は、必ず【5月末日まで】に資金課宛に電子メールまたは電話でその旨連絡してください。

同志社大学大学院司法研究科貸与奨学金（LS奨学金用）
返還年賦額を超える返還・一括返還振替申込書

（記入日） _____ 年 _____ 月 _____ 日

同志社大学長 様

貸与番号（5桁） _____

（旧学生ID） _____

※「返還のお知らせ」に記載の5桁の番号
不明であれば空白で結構です

※不明であれば空白で結構です

フリガナ

氏 名 _____ 印 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

同志社大学大学院司法研究科貸与奨学金の返還について、次年度の口座振替（自動引落）では、
返還年賦額を超える返還・一括返還（←該当するものに○をつけてください）をしたいので、下記金額の12分の1を毎月指定口座より振り替えてください。

なお、端数が生じた場合の処理については大学の取扱いに従います。

現住所・電話番号	〒 _____ 電話（ ） -
携帯電話番号	電話（ ） -
電子メール	@
その他連絡のつく住所・電話	〒 _____ 電話（ ） -

下記A・Bのどちらかに記入してください。 ※金額は必ず年賦額で記入してください。毎月の振替金額ではありません。		
A：返還年賦額を超える返還金額（振替希望額）	返還年賦額（①）	円
	加算したい返還金額（②）	円
	合計（①+②）	円
B：一括返還金額		円

（注 意） 連絡先は、本学から速やかに連絡のつくところを記入してください。
 事由によっては、本申請が認められない場合があります。認められない場合のみ、本学から連絡いたします（結果を確認したい場合は電話で問い合わせてください）。

事務使用欄	受付日付	番号	住所	猶予年度	定期更新日付	結果連絡	
				年度	7・12・3	要()・不	

- ※ この書式のコピー、または任意の書式（便せんなど）で必要事項を書いて、氏名欄は自署、捺印（認印可）してください。
- ※ 提出期限は【5月末日まで】となります。
- ※ 提出は、窓口または郵送にて「資金課」に出してください。（FAX、電子メールによる提出不可）
- ※ 本申込書は、銀行口座からの口座振替（自動引落）の方のみが対象です。郵便振替用紙を利用しての返還の場合は提出不要です。
- ※ 万が一、本申請を取り消す場合は、必ず【5月末日まで】に資金課宛に電子メールまたは電話でその旨連絡してください。

同志社大学大学院司法研究科貸与奨学金（L S 奨学金用） 返還年賦額未満の返還振替申込書

（記入日） _____ 年 _____ 月 _____ 日

同志社大学長 様

貸与番号（5桁） _____ （旧学生ID） _____

※「返還のお知らせ」に記載の5桁の番号
不明であれば空白で結構です

※不明であれば空白で結構です

フリガナ

氏 名 _____ 印 _____ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

同志社大学大学院司法研究科貸与奨学金の返還について、下記事由により返還年賦額満額の返還ができかねますので、次年度の口座振替（自動引落）では、下記金額の1/2分の1を毎月指定口座より振り替えてください。

現住所・電話番号	〒	
		電話（ ） —
携帯電話番号	電話（ ）	—
電子メール	@	
その他連絡のつく	〒	
住所・電話		電話（ ） —

返還年賦額未満の返還年賦額 ※必ず年賦額で記入してください。 <u>毎月の振替金額ではありません。</u>	円
（事由）返還年賦額満額が返還できない理由を具体的にご記入ください。 _____ _____ _____ _____ _____	

（注 意） 連絡先は、本学から速やかに連絡のつくところを記入してください。
事由によっては、本申請が認められない場合があります。認められない場合のみ、本学から連絡いたします（結果を確認したい場合は電話で問い合わせてください）。

事務使用欄	受付日付	番号	住所	猶予年度	定期更新日付	結果連絡	
				年度	7・12・3	要（ ）・不	